(仮) 茨木市地球温暖化対策実行計画について

1 本計画策定の経緯

【本計画の法的位置づけ】

- ○平成20 年6 月に改正された地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10 年法律第117 号。以下「法」という。)において、都道府県並びに指定都市、中核市及び特例市(指定都市等)の地方公共団体に対し、現行の地方公共団体実行計画を拡充し、従来の地域推進計画に相当する区域全体の自然的社会的条件に応じた施策について盛り込むことを義務付け。
- ○その他の市町村は、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を 策定し、及び実施するように努めるものとしている。

【地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)の特徴】

- 計画期間について、2012 年までの京都議定書第1 約束期間に加え、2050 年長期目標を視野。 長期目標を踏まえ、2020 年から2030 年までの中期を前提とした計画の立案を行う。
 - -低炭素社会づくり行動計画(平成20年7月閣議決定)において、2050年の長期目標として、現状から温室効果ガス排出の60~80%削減を行うことが我が国の目標とされ、国の取組だけでなく、地方公共団体の積極的な取組も益々重要性を増してきている。
- ■法では、この新しい地方公共団体実行計画と、都市計画や農業振興地域整備計画等の関連施策と の連携を図ることも求められている。

【本市での策定経緯】

- ○平成23年2月に、化石燃料への依存を低下させ低炭素社会への転換を図るため、エネルギー対策の方向性や重点プロジェクトを示した「地域エネルギービジョン」を策定。
- ○今年度、「地域エネルギービジョン」の方向性に加え、地域エネルギービジョン策定 以後の社会状況の変化を考慮し、「茨木市地球温暖化対策実行計画」を平成24年3月 策定に向け取り組んでいる。

2 計画期間

2012年~2020年度

3 基準年度

1990 年度

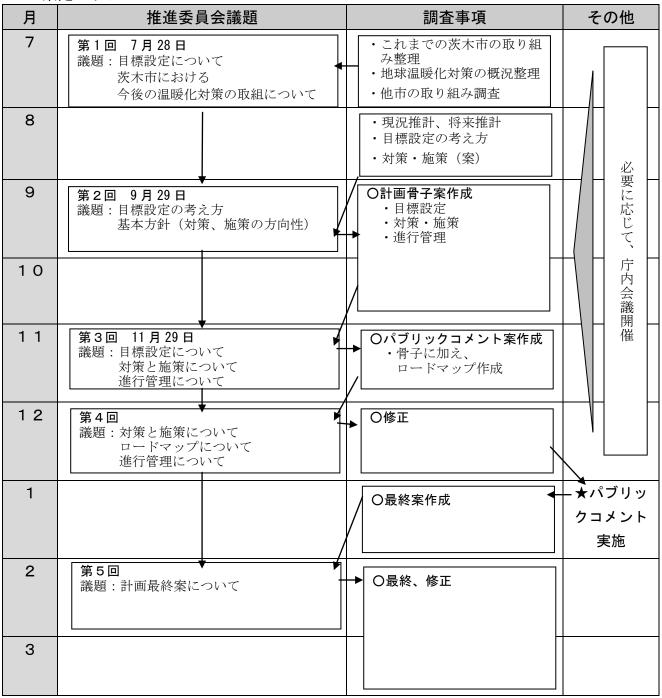
4 目標年度

中期目標:2020年度、長期目標:2050年度

5 策定体制

市民、市内事業社、学識経験者、エネルギー供給事業者、関係行政機関の職員で構成された「茨木市地球温暖化対策推進委員会」で協議。また、庁内関係課との調整会議を開催しながら策定。

6 策定スケジュール



策定に係る実施体制

